

○経済産業省告示第百三十二号

昭和六十三年通商産業省告示第三百五十八号（電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者）及び昭和六十三年通商産業省告示第四百九十九号（第一種電気工事士定期講習規程）は、平成二十四年六月十四日限り廃止する。

平成二十四年五月三十一日

経済産業大臣 枝野 幸男